

—人がいきいきと生きる
静岡県をねがって—

(主な内容・目次)

- 清水 LNG火力発電所問題について
望月賢一郎 静岡市議 1~3
御殿場市総合戦略における「ひと」と「しごと」
のながれ 高木理文 御殿場市議 4~5
静岡県国保運営協議会を傍聴して
国保研究会事務局 6~16
都道府県単位の医療費抑制
村山俊一 県保険医協会 17~18
静岡県でのリニア工事に関わる重大問題について
芳賀直哉 19~20
第21回静岡地方自治研究集会特集 21~31

地方自治



ネットワーク
しゆあつか

No74号
2017年12月10日 *

静岡県地方自治研究所
〒422-8062 静岡市駿河区稻川2丁目2-1
セキスイハイムBD7F 静岡自治労連気付
Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057
jichiken@s-jichiroen.com

発行人・川瀬 恵子 編集人・志田 剛



笊ヶ岳からの富士山

笊ヶ岳（ざるがたけ）は、標高 2,629 m の山。ピークは双耳峰で、大笊・小笊からなる。展望台の良さから南アルプスの展望台と呼ばれる。写真は大笊から富士山を背景に小笊を映した。夏、椹島から日帰りで挑戦。朝 4 時に出発、下山は 12 時間後であった。

写真と文

静岡県地方自治研究所理事 村山俊一

清水LNG火力発電所問題について

静岡市議会議員 望月賢一郎

8月8日、静岡市の田辺市長が記者会見で、建設が計画されている清水 LNG 火力発電所について「清水の街づくりと一致しない」との認識を示すとともに「計画の見直しを事業者に要請する。」と表明し、大きなニュースとなりました。その後、9月15日に発電所事業者が記者会見し、「行政や市民の理解を得られるよう計画を見直す」とした上で、「計画の一時凍結」を発表し現在に至っています。

突然の計画発表

そもそもこの LNG 発電所の計画は今から約 3 年前、2015 年 1 月に突如出てきたもので、事業者の主体である東燃ゼネラル㈱が JR 清水駅東口に隣接する自社の所有地にタービン 3 基、総出力 200 万 KW の LNG (液化天然ガス) を燃料とする火力発電所を建設するというものでした。

この発電所の建設のためには、環境影響評価、いわゆる環境アセスをクリアする必要があります。事業者は計画の発表後すぐに環境アセスの 5 段階の 1 つ目、「配慮書」を公開し閲覧の段階となりました。この「配慮書」というのは、環境アセスに近年付け加わったもので、事業の位置や規模について、住民から意見を求めるというものです。この時点では住民も訳が分からぬといった状況で閲覧期間の 1 ヶ月はあつという間に過ぎていきました。その後、「清水 LNG 火力発電所を考える会」が設立され、直後に地元住民を中心とした「清水 LNG 火発に

反対する会」、若いお母さんたちを中心とした「清水 LNG 火力に反対するママの会」地元企業経営者を中心とした「清水の将来を考える会」、駅前の高層マンションの住民らで結成された、「マックス・ザ・タワー住民の会」などが次々結成され、その後これらの団体をまとめる「清水 LNG 火発問題・連絡会」が結成されることとなります。後にわかるのですが、すでに地元の辻・江尻・袖師の連合自治会には計画の発表以前に事業者からの働きかけがされていたということです。連合自治会は表面上この問題に関知せずという態度でしたが、その一方で事業者主催の現地見学会に役員が参加する、事業者からの安全性、経済効果などの説明を役員会で受けるなどということが行われていました。

発電所の問題点

この発電所の一番の問題点は何よりも市街地に近いということにあります。建設予定地は JR 清水駅から東へ約 400m の埋め立て地です。この土地には以前、事業者の製油所がありましたが今は更地になっています。ここで発電された電力は近くにある中部電力尾羽変電所に運ばれサイクルを 60 Hz から 50 Hz に変換して関東方面に売電される予定でした。発電所の規模は国内でも最大級で、そこから発生する排気ガスは静岡市の持っている 2 つのゴミ焼却場の 20 倍にも及びます。排ガスの量もさることながら、ガスをコンバインド方式という 1500°C の高

温で燃焼させるため、ぜん息の発症と因果関係が強い窒素酸化物が大量に発生します。静岡市の二酸化炭素発生量も従来の1.7倍となります。

そして、安全面でも南海トラフ地震が予想される中、埋め立て地である建設予定地の液状化の問題、津波とそれによるLNGタンカーの漂流の問題など、危険なLNGを燃料とする発電所の問題点が次々明らかになってきました。そして同年8月に、事業者が環境アセスの第二段階である「方法書」(どうゆう項目・方法で環境調査を進めるか)を提出し市内2か所で説明会が行われました。どちらの会場も多くの市民が詰めかけましたが、いずれも事業者側が事前に質問を文書で募り回答するというものでした。

その後、この「方法書」が経産省から認可され、これに基づく1年間の環境調査が始まりました。これに対して住民運動もじっくり腰を据えた運動を構築していくことになります。

静岡市の事業者寄りの態度が鮮明に

当初、この環境アセスの主体は静岡県にありました。その後、政令市である静岡市に「環境影響審査評価条例」ができるとともにこの権限が静岡市に移譲されてきました。その後は行政の主体は静岡市となっていきます。しかしこの静岡市の態度が非常に問題でした。静岡市経済局は計画発表後、早々に680万円の予算を使って「LNG火力発電所建設に伴う経済効果」なる報告書を発表します。これによると発電所の経済効果は数百億円、雇用創出は1000人程度というものでした。しかしこれはずさんな報告で、たとえば経済効果については、精密な発電用タービンまでも市内で製造するとし、

雇用についても一時的な建設時の雇用を恒久的な雇用として換算するなど問題点が明らかになります。これらの精査には静大人文学部の土居先生などの協力をいただきました。また、環境・安全などについても、静岡市の見解として事業者の見解を市民団体との交渉の席上で述べるといったものもありました。これに対しては、特に環境面で東海大学海洋学部の松田義弘名誉教授の積極的なアドバイスをいただきました。

住民運動の進展

一方で住民の中には、この発電所への不安の声が広がっていきました。市民団体が行った任意の聞き取り調査では近隣地域住民の6~7割が反対、賛成は1割前後。さらに市議会に向けた「計画中止決議を求める請願」は短期間で5400筆が寄せられました。田辺市長に直接面会しての「建設中止の申し入れ」を始め、事業者、市当局との交渉が毎月のように行われ、市内を50~100人で練り歩くパレードも2ヶ月に一回のペースで行われるようになり、町内単位の小集会も開かれるようになりました。請願署名は2017年2月議会で日本共産党5名、無所属2名の賛成、自民党・志政会・公明党などの反対多数で否決されてましいましたが、その後も粘り強い運動が展開されていきました。こうした運動の担い手になつた人たちの多くが今までこうした運動と無関係だった人達です。こうした力を背景に、5月より新たな署名に取り組み、現在2万2千筆以上、さらに上積みして来年2月議会への提出を目指しています。一方で事業者の発電規模も当初の200万kWから170万kWそして110万kWへと縮小し(これは作った電気の販売先が確保できないという事業者側の事情もあるようです)、

そして 8 月の田辺市長の事実上の「反対表明」となったわけです。

「清水の街づくりと一致しない」とは

以上が、清水 LNG 火力発電所の大まかな経過ですが、最後に田辺市長が反対理由として挙げた、「清水のまちづくりと一致しない」とは、どういうことか説明しておきます。

発電所計画が発表されてから、清水の駅前に県内大手デベロッパーによる新築の分譲マンションが建設されました。ところがこのマンション、全く売れていないのです。私もこの問題について、初質問となる 6 月市議会で取り上げました。「一戸当たり 3000 万円～4000 万円という一生に一度の買い物をするときに、その目の前に巨大な発電所がある、このことを考慮しない人はいないのではないか」との私の質問に市長は答弁に立ちませんでした。しかし傍聴に来た人からは聞いた話では私の質問中、市長は何度も頷いていたといいます。まさにこの発電所が建設されることにより清水駅周辺が空洞化する危険があるわけです。静岡市は先に、清水駅そして港を中心とした「清水都心まちづくり構想」を発表したばかりです。こうした清水駅・港を中心とした地域に定住者も含めた人々が集まる空間を創ろうとしたとき、この発電所がその障害となることは明らかです。そういう意味では今回の市長の発言は誠に妥当であり、清水駅周辺の展望ある発展を期する上でも事業者の速やかな計画の白紙撤回こそ求められます。



御殿場市総合戦略における「ひと」と「しごと」の流れ

御殿場市議 高木理文

当市においては「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27～31 年度）を第四次総合戦略（前期基本計画）に含めて計画を策定しています。この中の人口ビジョンでは「若者世代の転入による人口増加」「子育て環境の充実による子どもの増加」「健康寿命の延伸による自然減の抑制」により現在の約 89,000 人の人口を 2060 年（平成 72 年）には 82,000 人に「とどめる」展望を示しています。

現在当市においても 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や新東名高速道路、国号 138 号バイパスなどの広域道路網の整備が進むことを「追い風」ととらえた政策が展開されています。

今回は当市における「地方における安定した雇用を創出する（仕事）」と「地方への新しい流れをつくる（ひと）」に対応する政策と課題について報告します。

私も議会の視察で全国の自治体を訪問する機会があり、その中で「人口の増えるまちづくり」の自治体施策を見てきましたが、どこでも共通しているのが「ひと・まち・しごと創生総合戦略」に基づく「新たな企業誘致」による雇用創出と移住・定住促進策でした。

当市においても市内の事業所数と従業員数は減少傾向が続いている東富士演習場に隣接した地域を中心に工業ゾーンとしての土地利用構想を立てて新しい工業用地の確保を進めています。具体的には工業団地の開発と補助金などの支援制度の確立が進められています。

幸いこれまで完成した用地には順調に進出企業が決まっていますが、物流倉庫などが多く、新規地元雇用者数は期待したほどにはなりません。

新東名や国道 138 号バイパスなどの広域交通網の整備が進むことで工業団地に進出した企業にとっては物流上の拠点として大きなメリットが生まれてきますが、その一方で「人の流れ」については問題が生まれてきます。

それは現在の箱根、山梨方面への観光の玄関口である東名御殿場インターチェンジが終わり、東名高速道路においては足柄 PA スマートインター、駒門 PA スマートインターの整備が進み、さらに新東名高速道路の完成後には（仮称）御殿場インターチェンジや小山 PA スマートインターが整備され、これらとつながる国道 138 バイパスや団地間連絡道路が完成します。こうした道路網は市の周辺部を通過するために御殿場のまちなかへのひとの流れは大きく減少してしまいます。中心

部の空洞化が懸念されるわけです。これは現状でも市内アウトレットモールへの多数の人の流れがまちなかの賑い創出に繋がらないことに示されています。

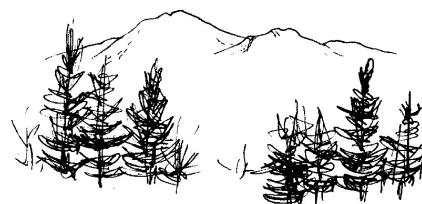
いま、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を「追い風」にしようと道路整備も基幹道路中心にシフトされ住民生活に密着した生活道路整備などの予算は抑制されています。大きな市内外からの企業誘致重視ではなく市内の既存事業者への支援策を充実させることで、まちなかの賑いをつくっていく施策がますます重要なっています。

現状では市内の中小零細事業者を支援するための新築・リフォーム工事に費用の二分の一、最大300万円の補助を出すリフォーム制度を行っています。また、市内で設備投資を行い雇用を創出した企業に対する「設備投資事業費補助金」や雇用創出に特化した「雇用創出促進事業費補助金」などの制度をつくってきました。

こうした既存の事業者への支援策の充実とともに働き方は正社員が当たり前で低賃金・不安定・長時間労働などの雇用破壊は認めてはいけません。行政にとっても健全な雇用環境の実現を発信していく必要があります。

国主導の地方創生はややもすると企業だけが活躍しやすい環境整備にもっていかれがちです。企業でも地元商店でも支えているのは「ひと」ですから、行政は住み続けられるまちづくりを基盤には置くべきです。ひとの流

れを呼び込み、住み続けてもらうためには子どもからお年寄りまで網羅した社会保障を中心とした支援制度の確立と施設設備の充実です。こうしたことが人口の減少に対しても最大の歯止めになると思います。



静岡県第3回国保運営協議会を傍聴と納付金試算の発表を受けて

12月 地方自治研究所国保研究会事務局

11月27日（月）午後3時より静岡県国保運営協議会が県庁にて開催され、傍聴したので報告いたします。議題は2つで、ひとつは、静岡県国民健康保険運営方針の作成、もうひとつは、国民健康保険事業費納付金の徴収についてです。

8月15日から1ヶ月間県民から「パブリックコメント」を募集、10月に市町からの意見聴取の実施、10月25日の市町との連携会議を経て、そこで出された意見を反映して修正補強した内容を当局が説明し、同時に、納付金の算定方法と激変緩和イメージを示しつつ、事業費納付金の試算結果を発表しました。（35市町の納付金と激変緩和策4パターン）

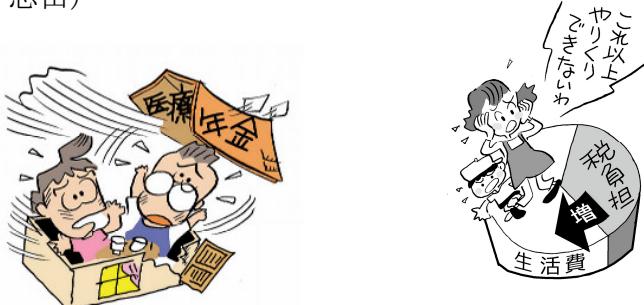
-当局の説明は必要最小限のものだったと思いますが、説明を受けた後の協議では、11名の委員がおりますが、「私が前回の会議で出した意見に対して事務局の方できちんと対応し修正されている」と評価する発言がつづき、3名の非保険者代表もその流れに沿った発言になったように思います。

肝心の「納付金」については、殆ど質問すら出されず、時間的にも1時間20分ぐらいで「答申」を確認する状況となっていました。国保の都道府県単位化は2018年4月まで運営協議会はもう開催はなくスタートすることになりました。

この日の傍聴を終えて、やはり被保険者の公募を県に強く求めていく必要性を痛快しました。従って私たち地方自治研究所国保グループは、県社保協国保部会に結集し参加していますが、改めて要請を行い、再度県当局に説明の場をもつこと、次の国保委員の任期が始まるまでに「公募」することを求めて行きたいと考えているところです。

尚、国保運営協議会で発表された「事業費納付金」等の資料に限定して紹介いたします。

この試算額（納付金）はすでに入手していると思いますが、この県から示された納付金をもとに、各市町では保健事業費や出産育児一時金、葬祭費など、納付金に含まれておらず、市町独自で保険料として集める必要のある金額を明らかにし、この合計金額から保険者努力支援制度や財政安定化支援事業、保険基盤安定負担金など、納付金に含まれておらず、市町独自で納付金の財源とすることのできる金額を差し引いて保険料収納必要額を算出、保険料を決めていくことになります。（文責：志田）



現行のイメージ

各市町が独自に保険料(税)必要額を算出

〔市町特別会計 (35 市町ごと)〕

歳入	歳出
公費(国費等)	
前期高齢者交付金	保険給付費
保険料(税)	保健事業費等
一般会計からの法定外繰入	

(注)保険財政共同安定化事業は標記していない

《一般的な保険料(税)必要額等の算定方法》

- 各市町は、各自で算出した医療費の推計等を基に保険給付費等を算定
- 保険給付費+保健事業費等 (特定健診等、健康づくり事業、出産育児一時金など) = 岁出見込
- 歳出見込 - (公費・前期高齢者交付金・一般会計からの法定外繰入の見込) = 保険料(税)必要額
→ 市町が保険料(税)率を設定

平成30年度以降のイメージ

県が各市町の納付金を算定・徴収し、市町が納付金を基に保険料(税)必要額を算出

〔県国保特別会計〕

歳入	歳出
→ 納付金	保険給付費等 交付金 (普通交付金)
前期高齢者交付金	

※市町分公費を含む

〔市町国保特別会計(総計)〕

歳入	歳出
保険給付費 (診療報酬等)	保険給付費 (診療報酬等) 医療機関等へ
※普通交付金=保険給付費	
保健事業費等	
納付金 県が35市町ごと算定	

《納付金、保険料(税)必要額等の算定方法》

① 県が県全体の保険給付費等から納付金総額(算定基礎額)を算定 (国提示係数使用)

② 県が市町ごとの納付金を算定

・国ガイドラインの算定方法により、各市町の医療費水準・所得水準を反映し算定

③ 各市町が納付金等を基に保険料(税)必要額を算定

・納付金 + 保健事業費等見込 - 市町分公費等の見込 = 市町の保険料(税)必要額

※ 県は各市町に対し、決算補填目的の一般会計からの繰入れ(赤字繰入れ)のない場合の「標準保険料率」を示す。

→ 各市町は「標準保険料率」を参考として保険料(税)率を設定

(注)主な項目のみ記載し、イメージとして標記

(参考) 納付金額の算定式 (医療分)

$$\begin{aligned}
 \text{納付金算定基礎額} & \times \left\{ \alpha \times \left(\text{年齢調整後医療費指数} - 1 \right) + 1 \right\} \\
 \text{【県の必要額】} & \times \left\{ \beta \times \left(\text{応能(所得)シェア} \right) + \left(\text{応益(人数・世帯)シェア} \right) \right\} / \left(1 + \beta \right) \\
 & \times \gamma \\
 & + \text{市町別納付金加算額 (地方単独事業減額調整分等)} \\
 & - \text{市町別納付金減算額 (保険者努力支援制度、激変緩和等)} \\
 & = \text{各市町の納付金額}
 \end{aligned}$$

< A市の例 >

- ① $\alpha = 1$ (運営方針 11 頁)
- ② A市の年齢調整後医療費指数を 0.95 と仮定 (運営方針 7 頁)
- ③ β は 1.15 と仮定 (国から県ごとに示される指数)
- ④ 応能シェア (A市が県内で占める所得総額) を 0.1 (県内 1 割分) と仮定
- ⑤ 応益シェア (A市が県内で占める被保険者の人数・世帯数) を 0.12 (県内 1.2 割分) と仮定
- ※ 県の必要総額を 1,000 億円と仮定

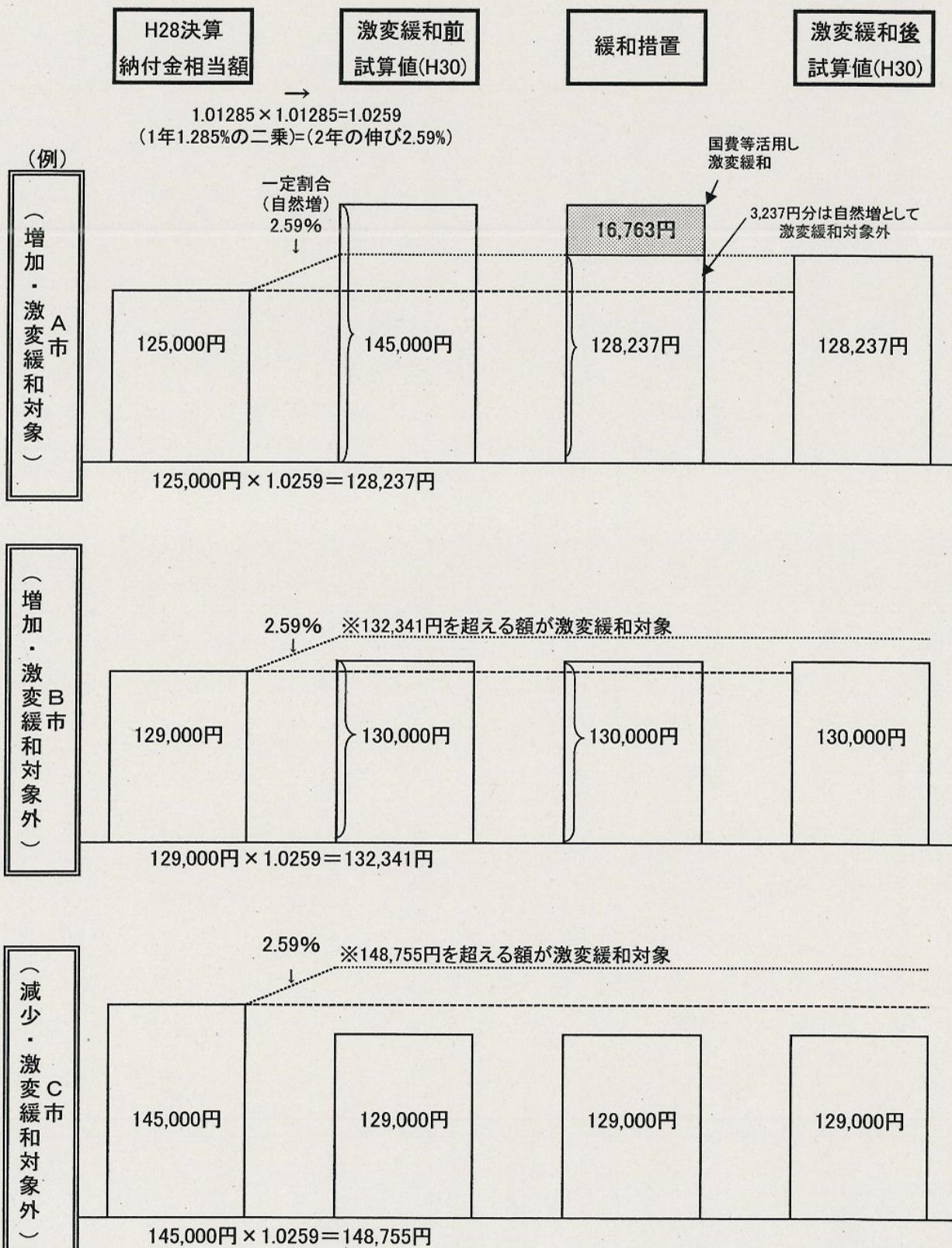
$$\begin{aligned}
 1,000 \text{ 億円} & \times \left\{ 1 \times (0.95 - 1) + 1 \right\} \rightarrow 0.95 \text{ (全国より低い医療費水準を反映)} \\
 & \times \left\{ 1.15 \times (0.1) + (0.12) \right\} / (1 + 1.15) \rightarrow A\text{市のシェア} : 10.93\% \\
 & \times 1.05 \cdots \cdots 35 \text{ 市町の合計が 1,000 億円となるよう調整} \\
 & + 1 \text{ 億円 (加算額)} \\
 & - 5 \text{ 億円 (減算額)} \\
 & = \text{約 105 億円 (A市の納付金額・医療分)}
 \end{aligned}$$

A市の納付金額 (合計)

$$105 \text{ 億円 (医療分)} + 30 \text{ 億円 (後期分、別途算定)} + 15 \text{ 億円 (介護分、別途算定)} = 150 \text{ 億円}$$

激変緩和イメージ(一定割合:2.59%(単年度1.285%)の場合)

※金額は一人当たり納付金額



国民健康保険事業費納付金の試算

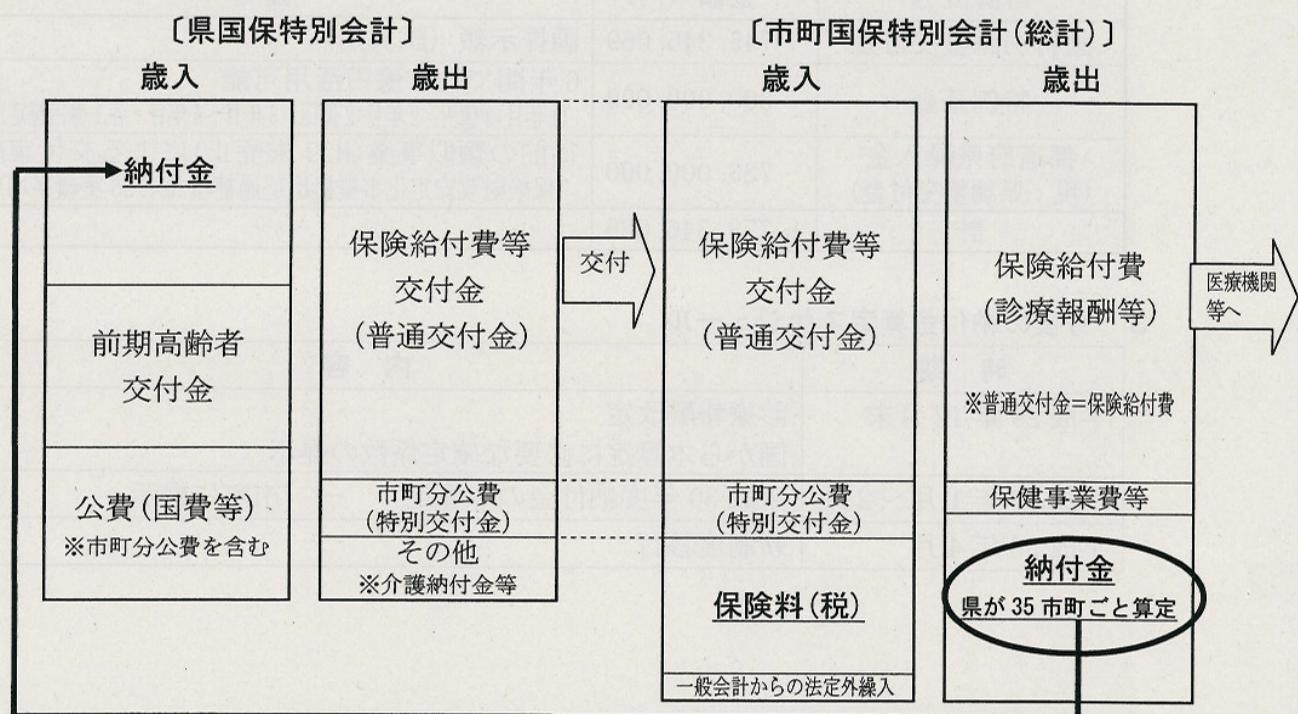
1 趣旨等

国保制度改革に当たって、平成30年度から県が市町から徴収する平成30年度国保事業費納付金を試算した。市町では、算出された納付金試算額を基に平成30年度の各市町予算及び保険料(税)率の検討を行うこととなることから、納付金は市町が保険料(税)として集めるべき額の基礎額となる。

- なお、今後、診療報酬の改定等を算入した国提示の確定係数による本算定を行い、市町へ納付金額を示す予定である。

＜平成30年度以降のイメージ＞

各市町の納付金 + 保健事業費等 - 市町分公費等 = 市町の保険料(税)必要額



2 試算の概要

(1) 試算方法（国から提示された試算ルールに基づき算定）

- ア 平成30年度の医療費等を推計し、各市町の平成30年度納付金額（退職被保険者分を除く）を試算
- イ 追加公費（全国約1,700億円）のうち一部（全国約1,500億円・国提示額）を含め算定
- ウ 決算補填等のための一般会計からの法定外繰入れ（赤字繰入れ）は算定に含まない
- エ 納付金試算額と平成28年度における納付金相当額（H28市町決算額等を基に算出）を比較

※ 平成30年度納付金の本算定に当たっては、診療報酬の改定などを反映するため、納付金額は変動する。

(2) 試算結果【別紙1】

区分	H28 納付金相当	H30 納付金試算	増減	備考
納付金額(県計)	113,883百万円	108,341百万円	▲5,542百万円	増:6市町、減29市町
一人当たり	125,029円	127,367円	2,338円	増:24市町、減11市町

(3) 激変緩和の検討【別紙2】

「平成28年度一人当たり納付金相当額」に一定割合（国から示された4パーセント）を乗じた額と「平成30年度一人当たり納付金試算額」を比較し、超過分への激変緩和措置を試算した。

激変緩和措置により、一人当たりの納付金負担が増加した市町の負担は抑制されることから、国特別調整交付金などの財源を激変緩和のために有効活用することを検討していく。

<激変緩和財源>

・ 活用可能な財源（試算用）

財源区分	金額（円）	備考
国特別調整交付金	745,346,069	国提示額（試算用）
特例基金	300,000,000	6年間で約9億円活用可能 (1年目:3億円、2年目:2億円、3年目~6年目:各1億円想定)
都道府県繰入金 (現:県調整交付金)	733,000,000	従前の類似事業(H29末廃止)による交付実績額 (保険財政安定化事業拠出超過補填H27,28実績平均)
計	1,778,346,069	—

3 今後の納付金算定スケジュール

時 期	内 容
平成29年12月末	診療報酬改定 国から本算定に必要な確定係数の提示
平成30年1月~2月	平成30年度納付金の本算定 → 市町に提示
平成30年4月	新制度移行

(単位:円)

市町名	平成28年度納付金相当		平成30年度納付金試算		増減	
	①		②		②-① (納付金試算額-H28納付金相当額)	一人当たり増減
	納付金相当額 (H28決算から納付金の 算定と同じ項目の数値を 抽出)	一人当たり	納付金額	一人当たり		
静岡市	21,342,089,477	126,859	19,781,768,188	126,595	▲ 1,560,321,289	▲ 264
浜松市	24,846,863,529	133,642	22,878,727,748	132,706	▲ 1,968,135,781	▲ 936
沼津市	6,552,732,426	124,526	6,101,691,914	126,097	▲ 451,040,512	1,571
熱海市	1,510,259,378	117,818	1,500,244,904	127,909	▲ 10,014,474	10,091
三島市	3,491,517,700	129,025	3,354,631,496	135,771	▲ 136,886,204	6,746
富士宮市	4,155,056,367	123,231	3,995,872,268	127,302	▲ 159,184,099	4,071
伊東市	2,778,453,631	110,361	2,635,655,008	116,221	▲ 142,798,623	5,860
島田市	2,648,603,968	114,719	2,548,419,329	116,064	▲ 100,184,639	1,345
富士市	7,603,241,460	124,037	7,416,899,871	129,646	▲ 186,341,589	5,609
磐田市	4,833,860,813	118,855	4,836,889,270	123,956	3,028,458	5,101
焼津市	4,107,423,251	121,744	4,016,447,776	128,395	▲ 90,975,475	6,651
掛川市	3,233,639,435	122,911	3,315,237,177	128,757	81,597,743	5,846
藤枝市	4,011,732,910	116,178	3,956,398,563	121,410	▲ 55,334,347	5,232
御殿場市	2,219,223,098	121,299	2,183,707,686	128,295	▲ 35,515,412	6,996
袋井市	2,326,620,014	122,989	2,259,731,910	124,999	▲ 66,888,104	2,010
下田市	903,174,933	117,674	756,034,148	107,636	▲ 147,140,785	▲ 10,038
裾野市	1,380,214,736	121,168	1,350,928,031	126,373	▲ 29,286,705	5,205
湖西市	1,652,748,621	122,169	1,724,169,053	129,842	71,420,432	7,673
東伊豆町	517,760,901	113,390	439,225,726	108,290	▲ 78,535,175	▲ 5,100
河津町	346,974,474	137,645	290,918,197	124,911	▲ 56,056,277	▲ 12,734
南伊豆町	374,760,252	119,522	340,350,393	118,300	▲ 34,409,859	▲ 1,222
松崎町	288,879,832	116,233	242,538,433	104,813	▲ 46,341,399	▲ 11,420
西伊豆町	304,988,511	107,635	309,005,173	116,959	4,016,662	9,324
函南町	1,298,184,978	122,129	1,285,389,223	128,526	▲ 12,795,755	6,397
清水町	1,012,060,383	126,553	1,009,617,063	134,759	▲ 2,443,320	8,206
長泉町	1,010,955,137	124,937	1,083,721,976	143,349	72,766,840	18,412
小山町	510,600,861	125,036	507,035,805	130,478	▲ 3,565,056	5,442
吉田町	857,632,731	131,849	829,678,718	136,236	▲ 27,954,013	4,387
川根本町	209,847,535	104,777	194,726,836	100,220	▲ 15,120,699	▲ 4,557
森町	607,083,970	128,028	589,250,288	125,053	▲ 17,833,682	▲ 2,975
伊豆市	1,153,553,347	118,360	1,097,137,596	121,526	▲ 56,415,751	3,166
御前崎市	1,179,352,048	135,305	1,074,262,038	131,136	▲ 105,090,010	▲ 4,169
菊川市	1,317,973,375	118,667	1,355,048,269	121,562	37,074,895	2,895
伊豆の国市	1,755,412,740	123,551	1,678,240,391	126,880	▲ 77,172,349	3,329
牧之原市	1,539,560,963	123,513	1,401,676,768	120,027	▲ 137,884,195	▲ 3,486
県計	113,883,037,778	125,029	108,341,277,233	127,367	▲ 5,541,760,545	2,338

※納付金は一般被保険者分であり、退職被保険者分は含まない。

【別紙2-1】

激変緩和措置試算

パターン1

一定割合

自然増のみ
(単年度1.285%)

2.59% (H28→H30の2年分の自然増)

(単位:円)

市町名	平成28年度納付金相当		平成30年度納付金試算 (激変緩和後)		増減	
	A		B		B-A (激変緩和後試算額-H28相当額)	一人当たり増減
	納付金相当額	一人当たり	納付金額	一人当たり		
静岡市	21,342,089,477	126,859	19,656,353,327	125,793	▲ 1,685,736,150	▲ 1,066
浜松市	24,846,863,529	133,642	22,733,384,353	131,863	▲ 2,113,479,176	▲ 1,779
沼津市	6,552,732,426	124,526	6,062,623,569	125,289	▲ 490,108,857	763
熱海市	1,510,259,378	117,818	1,408,653,805	120,100	▲ 101,605,573	2,282
三島市	3,491,517,700	129,025	3,251,084,668	131,580	▲ 240,433,032	2,555
富士宮市	4,155,056,367	123,231	3,942,832,607	125,612	▲ 212,223,760	2,381
伊東市	2,778,453,631	110,361	2,550,818,157	112,480	▲ 227,635,474	2,119
島田市	2,648,603,968	114,719	2,531,586,576	115,297	▲ 117,017,392	578
富士市	7,603,241,460	124,037	7,234,852,069	126,464	▲ 368,389,391	2,427
磐田市	4,833,860,813	118,855	4,727,160,104	121,144	▲ 106,700,709	2,289
焼津市	4,107,423,251	121,744	3,882,906,258	124,126	▲ 224,516,993	2,382
掛川市	3,233,639,435	122,911	3,225,474,370	125,271	▲ 8,165,065	2,360
藤枝市	4,011,732,910	116,178	3,858,941,823	118,420	▲ 152,791,087	2,242
御殿場市	2,219,223,098	121,299	2,104,551,246	123,644	▲ 114,671,852	2,345
袋井市	2,326,620,014	122,989	2,244,708,462	124,168	▲ 81,911,552	1,179
下田市	903,174,933	117,674	750,992,903	106,918	▲ 152,182,030	▲ 10,756
裾野市	1,380,214,736	121,168	1,320,439,931	123,521	▲ 59,774,805	2,353
湖西市	1,652,748,621	122,169	1,653,645,936	124,531	897,315	2,362
東伊豆町	517,760,901	113,390	436,322,899	107,575	▲ 81,438,002	▲ 5,815
河津町	346,974,474	137,645	289,131,830	124,144	▲ 57,842,644	▲ 13,501
南伊豆町	374,760,252	119,522	338,237,846	117,566	▲ 36,522,406	▲ 1,956
松崎町	288,879,832	116,233	240,906,097	104,108	▲ 47,973,735	▲ 12,125
西伊豆町	304,988,511	107,635	289,969,743	109,754	▲ 15,018,768	2,119
函南町	1,298,184,978	122,129	1,245,156,289	124,503	▲ 53,028,689	2,374
清水町	1,012,060,383	126,553	966,540,734	129,010	▲ 45,519,649	2,457
長泉町	1,010,955,137	124,937	962,985,721	127,379	▲ 47,969,416	2,442
小山町	510,600,861	125,036	495,336,980	127,467	▲ 15,263,881	2,431
吉田町	857,632,731	131,849	818,573,206	134,413	▲ 39,059,525	2,564
川根本町	209,847,535	104,777	193,377,819	99,525	▲ 16,469,716	▲ 5,252
森町	607,083,970	128,028	585,220,264	124,198	▲ 21,863,706	▲ 3,830
伊豆市	1,153,553,347	118,360	1,089,172,484	120,644	▲ 64,380,863	2,284
御前崎市	1,179,352,048	135,305	1,066,967,381	130,245	▲ 112,384,667	▲ 5,060
菊川市	1,317,973,375	118,667	1,345,928,890	120,744	27,955,516	2,077
伊豆の国市	1,755,412,740	123,551	1,665,822,398	125,941	▲ 89,590,342	2,390
牧之原市	1,539,560,963	123,513	1,392,270,419	119,222	▲ 147,290,544	▲ 4,291
県計	113,883,037,778	125,029	106,562,931,164	125,276	▲ 7,320,106,614	247

※納付金は一般被保険者分であり、退職被保険者分は含まない。

【別紙2-2】

激変緩和措置試算

パターン2

一定割合

自然増+ α
(単年度1.285%+0.5%)3.60% (H28→H30の2年分の自然増+ α)

(単位:円)

市町名	平成28年度納付金相当		平成30年度納付金試算 (激変緩和後)		増減	
	A		B	一人当たり	B-A	一人当たり増減
	納付金相当額	一人当たり			(激変緩和後試算額-H28相当額)	
静岡市	21,342,089,477	126,859	19,580,058,123	125,304	▲ 1,762,031,354	▲ 1,555
浜松市	24,846,863,529	133,642	22,645,094,063	131,351	▲ 2,201,769,466	▲ 2,291
沼津市	6,552,732,426	124,526	6,038,961,317	124,800	▲ 513,771,109	274
熱海市	1,510,259,378	117,818	1,416,997,409	120,811	▲ 93,261,969	2,993
三島市	3,491,517,700	129,025	3,270,359,164	132,360	▲ 221,158,536	3,335
富士宮市	4,155,056,367	123,231	3,954,417,589	125,981	▲ 200,638,778	2,750
伊東市	2,778,453,631	110,361	2,565,670,318	113,135	▲ 212,783,313	2,774
島田市	2,648,603,968	114,719	2,521,487,230	114,838	▲ 127,116,738	119
富士市	7,603,241,460	124,037	7,277,239,956	127,204	▲ 326,001,504	3,167
磐田市	4,833,860,813	118,855	4,754,166,444	121,836	▲ 79,694,369	2,981
焼津市	4,107,423,251	121,744	3,905,719,765	124,855	▲ 201,703,486	3,111
掛川市	3,233,639,435	122,911	3,243,905,743	125,987	10,266,309	3,076
藤枝市	4,011,732,910	116,178	3,881,079,590	119,099	▲ 130,653,320	2,921
御殿場市	2,219,223,098	121,299	2,116,687,574	124,357	▲ 102,535,524	3,058
袋井市	2,326,620,014	122,989	2,235,734,843	123,672	▲ 90,885,171	683
下田市	903,174,933	117,674	747,988,548	106,490	▲ 155,186,385	▲ 11,184
裾野市	1,380,214,736	121,168	1,328,059,567	124,234	▲ 52,155,169	3,066
湖西市	1,652,748,621	122,169	1,663,256,505	125,255	10,507,884	3,086
東伊豆町	517,760,901	113,390	434,589,067	107,147	▲ 83,171,834	▲ 6,243
河津町	346,974,474	137,645	288,030,898	123,671	▲ 58,943,576	▲ 13,974
南伊豆町	374,760,252	119,522	336,942,160	117,116	▲ 37,818,092	▲ 2,406
松崎町	288,879,832	116,233	239,936,618	103,689	▲ 48,943,214	▲ 12,544
西伊豆町	304,988,511	107,635	291,734,386	110,422	▲ 13,254,125	2,787
函南町	1,298,184,978	122,129	1,252,435,153	125,231	▲ 45,749,825	3,102
清水町	1,012,060,383	126,553	972,239,058	129,770	▲ 39,821,325	3,217
長泉町	1,010,955,137	124,937	968,742,414	128,141	▲ 42,212,723	3,204
小山町	510,600,861	125,036	498,209,052	128,206	▲ 12,391,809	3,170
吉田町	857,632,731	131,849	821,187,192	134,842	▲ 36,445,539	2,993
川根本町	209,847,535	104,777	192,582,544	99,116	▲ 17,264,991	▲ 5,661
森町	607,083,970	128,028	582,837,658	123,692	▲ 24,246,312	▲ 4,336
伊豆市	1,153,553,347	118,360	1,085,781,110	120,268	▲ 67,772,237	1,908
御前崎市	1,179,352,048	135,305	1,062,639,684	129,717	▲ 116,712,364	▲ 5,588
菊川市	1,317,973,375	118,667	1,340,497,338	120,256	22,523,964	1,589
伊豆の国市	1,755,412,740	123,551	1,660,985,171	125,575	▲ 94,427,569	2,024
牧之原市	1,539,560,963	123,513	1,386,677,913	118,743	▲ 152,883,050	▲ 4,770
県計	113,883,037,778	125,029	106,562,931,164	125,276	▲ 7,320,106,614	247

※納付金は一般被保険者分であり、退職被保険者分は含まない。

パターン3

一定割合

国提示
(単年度2%)

4.04% (H28→H30の2年分の国提示率)

(単位:円)

市町名	平成28年度納付金相当		平成30年度納付金試算 (激変緩和後)		増減	
	A		B	B-A (激変緩和後試算額-H28相当額)	一人当たり増減	
	納付金相当額	一人当たり				
静岡市	21,342,089,477	126,859	19,549,687,715	125,110	▲ 1,792,401,762	▲ 1,749
浜松市	24,846,863,529	133,642	22,610,003,516	131,148	▲ 2,236,860,013	▲ 2,494
沼津市	6,552,732,426	124,526	6,029,605,957	124,607	▲ 523,126,469	81
熱海市	1,510,259,378	117,818	1,420,809,333	121,136	▲ 89,450,045	3,318
三島市	3,491,517,700	129,025	3,278,962,309	132,709	▲ 212,555,391	3,684
富士宮市	4,155,056,367	123,231	3,948,308,964	125,786	▲ 206,747,403	2,555
伊東市	2,778,453,631	110,361	2,572,560,865	113,439	▲ 205,892,766	3,078
島田市	2,648,603,968	114,719	2,517,573,897	114,659	▲ 131,030,071	▲ 60
富士市	7,603,241,460	124,037	7,296,409,534	127,540	▲ 306,831,926	3,503
磐田市	4,833,860,813	118,855	4,766,699,659	122,157	▲ 67,161,154	3,302
焼津市	4,107,423,251	121,744	3,916,009,301	125,184	▲ 191,413,950	3,440
掛川市	3,233,639,435	122,911	3,252,443,176	126,318	18,803,742	3,407
藤枝市	4,011,732,910	116,178	3,891,272,606	119,412	▲ 120,460,304	3,234
御殿場市	2,219,223,098	121,299	2,122,250,812	124,684	▲ 96,972,286	3,385
袋井市	2,326,620,014	122,989	2,232,275,465	123,480	▲ 94,344,549	491
下田市	903,174,933	117,674	746,833,154	106,326	▲ 156,341,779	▲ 11,348
裾野市	1,380,214,736	121,168	1,331,540,937	124,559	▲ 48,673,799	3,391
湖西市	1,652,748,621	122,169	1,667,639,173	125,585	14,890,552	3,416
東伊豆町	517,760,901	113,390	433,918,486	106,982	▲ 83,842,415	▲ 6,408
河津町	346,974,474	137,645	287,583,221	123,479	▲ 59,391,253	▲ 14,166
南伊豆町	374,760,252	119,522	336,419,102	116,934	▲ 38,341,150	▲ 2,588
松崎町	288,879,832	116,233	239,566,135	103,529	▲ 49,313,697	▲ 12,704
西伊豆町	304,988,511	107,635	292,522,947	110,720	▲ 12,465,564	3,085
函南町	1,298,184,978	122,129	1,255,751,980	125,563	▲ 42,432,998	3,434
清水町	1,012,060,383	126,553	974,831,549	130,116	▲ 37,228,834	3,563
長泉町	1,010,955,137	124,937	971,339,904	128,484	▲ 39,615,233	3,547
小山町	510,600,861	125,036	499,520,314	128,544	▲ 11,080,547	3,508
吉田町	857,632,731	131,849	819,914,961	134,633	▲ 37,717,770	2,784
川根本町	209,847,535	104,777	192,284,258	98,963	▲ 17,563,277	▲ 5,814
森町	607,083,970	128,028	581,936,689	123,501	▲ 25,147,281	▲ 4,527
伊豆市	1,153,553,347	118,360	1,084,097,584	120,082	▲ 69,455,763	1,722
御前崎市	1,179,352,048	135,305	1,060,994,606	129,516	▲ 118,357,442	▲ 5,789
菊川市	1,317,973,375	118,667	1,338,419,521	120,070	20,446,147	1,403
伊豆の国市	1,755,412,740	123,551	1,658,406,987	125,380	▲ 97,005,753	1,829
牧之原市	1,539,560,963	123,513	1,384,536,547	118,559	▲ 155,024,416	▲ 4,954
県計	113,883,037,778	125,029	106,562,931,164	125,276	▲ 7,320,106,614	247

※納付金は一般被保険者分であり、退職被保険者分は含まない。

パターン4

一定割合

国提示
(単年度3%)

6.09% (H28→H30の2年分の国提示率)

(単位:円)

市町名	平成28年度納付金相当		平成30年度納付金試算 (激変緩和後)		増減	
	A		B	B-A (激変緩和後試算額-H28相当額)	一人当たり増減	
	納付金相当額	一人当たり				
静岡市	21,342,089,477	126,859	19,480,377,395	124,666	▲ 1,861,712,082	▲ 2,193
浜松市	24,846,863,529	133,642	22,530,454,438	130,686	▲ 2,316,409,091	▲ 2,956
沼津市	6,552,732,426	124,526	6,008,810,362	124,177	▲ 543,922,064	▲ 349
熱海市	1,510,259,378	117,818	1,443,720,490	123,090	▲ 66,538,888	5,272
三島市	3,491,517,700	129,025	3,303,470,150	133,700	▲ 188,047,550	4,675
富士宮市	4,155,056,367	123,231	3,935,190,610	125,368	▲ 219,865,757	2,137
伊東市	2,778,453,631	110,361	2,595,578,670	114,454	▲ 182,874,961	4,093
島田市	2,648,603,968	114,719	2,509,521,475	114,293	▲ 139,082,493	▲ 426
富士市	7,603,241,460	124,037	7,303,945,650	127,671	▲ 299,295,810	3,634
磐田市	4,833,860,813	118,855	4,762,986,383	122,062	▲ 70,874,430	3,207
焼津市	4,107,423,251	121,744	3,955,416,758	126,444	▲ 152,006,493	4,700
掛川市	3,233,639,435	122,911	3,264,637,175	126,792	30,997,741	3,881
藤枝市	4,011,732,910	116,178	3,895,990,388	119,557	▲ 115,742,522	3,379
御殿場市	2,219,223,098	121,299	2,150,455,897	126,341	▲ 68,767,201	5,042
袋井市	2,326,620,014	122,989	2,225,332,917	123,096	▲ 101,287,097	107
下田市	903,174,933	117,674	744,543,065	106,000	▲ 158,631,868	▲ 11,674
裾野市	1,380,214,736	121,168	1,330,256,703	124,439	▲ 49,958,033	3,271
湖西市	1,652,748,621	122,169	1,694,792,741	127,630	42,044,120	5,461
東伊豆町	517,760,901	113,390	432,558,542	106,647	▲ 85,202,359	▲ 6,743
河津町	346,974,474	137,645	286,481,339	123,006	▲ 60,493,135	▲ 14,639
南伊豆町	374,760,252	119,522	335,164,086	116,498	▲ 39,596,166	▲ 3,024
松崎町	288,879,832	116,233	238,852,291	103,221	▲ 50,027,541	▲ 13,012
西伊豆町	304,988,511	107,635	297,086,239	112,447	▲ 7,902,272	4,812
函南町	1,298,184,978	122,129	1,265,802,469	126,568	▲ 32,382,509	4,439
清水町	1,012,060,383	126,553	990,625,382	132,224	▲ 21,435,001	5,671
長泉町	1,010,955,137	124,937	986,792,527	130,528	▲ 24,162,610	5,591
小山町	510,600,861	125,036	499,293,486	128,485	▲ 11,307,375	3,449
吉田町	857,632,731	131,849	817,050,415	134,163	▲ 40,582,316	2,314
川根本町	209,847,535	104,777	191,755,789	98,691	▲ 18,091,746	▲ 6,086
森町	607,083,970	128,028	580,280,410	123,149	▲ 26,803,560	▲ 4,879
伊豆市	1,153,553,347	118,360	1,080,418,846	119,674	▲ 73,134,501	1,314
御前崎市	1,179,352,048	135,305	1,057,889,888	129,137	▲ 121,462,160	▲ 6,168
菊川市	1,317,973,375	118,667	1,334,378,194	119,707	16,404,820	1,040
伊豆の国市	1,755,412,740	123,551	1,652,646,265	124,945	▲ 102,766,475	1,394
牧之原市	1,539,560,963	123,513	1,380,373,729	118,203	▲ 159,187,234	▲ 5,310
県計	113,883,037,778	125,029	106,562,931,164	125,276	▲ 7,320,106,614	247

※納付金は一般被保険者分であり、退職被保険者分は含まない。

都道府県単位の医療費抑制(地域医療構想・国保都道府県単位化)

静岡県保険医協会 事務局 村山俊一

地域医療構想・国保都道府県単位化は医療費削減の手段

第2次大戦後 1947~49年のベビーブームで生まれた団塊の世代が 2025 年に 75 歳以上になり、全人口の 2 割弱にあたる約 2200 万人が 75 歳以上という超高齢化社会が到来する。この 2025 年には年金・医療・介護が 2012 年と比較して年金では 1.1 倍、医療では 1.5 倍、介護は 2.3 倍になると政府では予測している。

このため政府では、給付と負担のバランスが大きな課題となるとして、社会保障費の抑制策として、毎年社会保障費(2016~2018 年年度まで)の自然増を 500 億円に抑えることが当面の課題となっている。

この他、2025 年に向けた大きな医療費・社会保障費の削減策として「国保都道府単位県」と「地域医療構想」が挙げられる。

都道府県に国保財政の運営責任を負わせ、「地域医療構想」による病床削減などの権限をすべて都道府県に集中。その計画の推進役として都道府県が司令塔として位置づけられることになる。

「地域医療構想」では、2025 年を目標に全国にある病床を約 14 万床削減し、119 万床にする計画である。全国平均では 1 割を超える削減であるが、県によっては 2 割、3 割の削減となる。

計画が進まない場合には「地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮」するとしている。

2016 年 3 月静岡県は「静岡県地域医療構想」を策定した。構想によれば 2025 年の人口構造は現行 370 万人から 300 万人、75 歳以上は 65 万人、5 人に 1 人が 75 歳以上としている。

平成 27 年 4 月現在の病床数は 38,937 床であり、平成 37 年(2025 年)の必要病床数 26,584 床と推計し 12,353 床減少させる計画になっている。特に「高度急性期」「急性期」病床を 9,100 床あまり、「慢性期」病床も 2,700 床あまり削減し、「回復期」病床は 5,322 床増加させる計画である。

在宅医療では必要量は 2025 年で 4 万人余りと推計し、うち訪問診療分は 17,305 人と推計している。増加は 1,2725 人、訪問診療分については 4,740 人を推計している。

一方、在宅医療を支える医療人材の状況は、

職種	人口 10 万人当たり	全国平均	比較
医師 7,185 人	193.9 人	233.6 人	-39.7 人
歯科医師 2,268 人	61.2 人	79.4 人	-18.2 人
保健師 1,599 人	43.2 人	38.1 人	+5.1 人
看護師 29,174 人	787.4 人	855.2 人	-67.8 人

(2014 年現在)

となっている。

地域医療構想の実現に向けては、「平成 37 年度(2025 年度)の医療需要推計をもとに、厚生労働省による医師需給に関する検討状況等を踏まえながら、必要な医師の確保に取組む」としているが、表でも明らかのように静岡県では医師・看護師が全国平均より低く、マンパワー不足が指摘されている。

また、「国保都道府県単位化」では医療の抑制を狙い、医療費の高い県では「保険料を引き上げるか、診療報酬を引き下げるか」、医療費の低い県には「補助金を減らす」などの他、「保険料の統一化」「医療費水準の適正化」都道府県単位で医療費抑制への競争をさせることにある。

静岡県の一人当たり医療費は 337,356 円となっており、全国平均の 349,697 円を下回っているが、市町別の一人当たり医療費は、東伊豆町の最高（377,002 円）が伊東市の最低（306,166 円）の約 1.23 倍となっている。一人当たりの「保険料」では川根町が最低の 75, 131 円、最高が吉田町 115, 022 円。一世帯当たりでは最低が同じく川根町の 124, 769 円、最高が牧之原市 210,266 円となっている。県内ではこのような格差を解消するための施策が講じられることになる。

さらに診療報酬や補助金による誘導も行い、目標未達成の県にはペナルティーを課す計画である。こうして国保を都道府県単位にすることにより、住んでいる自治体によって保険料や医療サービスの内容に格差が出てくる「医療保険制度」になってしまうことが懸念される。



静岡県でのリニア工事に関する重大問題について

リニア新幹線を考える静岡県民ネットワーク 芳賀 直哉

1 大井川の減水問題

JR 東海は毎秒 2 トン減水問題の解決策として、「導水路トンネル」による毎秒 1.3 トンの水量回復を提案したが、大井川利水関係団体の委員らから「毎秒 2 トンの減水全量回復」意見が出て、この方針が静岡県環境影響審査会答申（平成 29 年 3 月 1 日）にそのまま反映され、かつ、静岡県知事意見（平成 29 年 4 月 3 日）においても踏襲された。これに対し、JR 東海回答書（平成 29 年 4 月 27 日付）では、“工事着手後に河川流量をきめ細かく計測し、ポンプ設備の仕様や配置、運用について検討して、中下流域の水利用に影響を生じさせないよう誠心誠意取り組む”との精神論のみで、毎秒 2 トン全量回復要求に関して、導水路トンネルルートの変更等による流量全量確保の具体的な対策を示していない。しかも、あろうことか、6 月 7 日には静岡工区の工事受注業者の公募書類を発表して、導水路トンネル計画については、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議で当初から示していた案での発注を〈見切り発車〉した。これは取りも直さず、回復量は毎秒 1.3 トンのみと宣言したに等しい。“工事着手後に河川流量をきめ細かく計測し・・・”云々といくら弁解しても、公募条件が権島までの 11.4 キロの導水路トンネル計画であるから、端から全量回復など想定しないということである。なお、10 月以降に導水路および本坑工事を受注したゼネコン（予想されたとおり大成建設中心の JV）が決定したとの報道があり、不誠実な態度に県知事が硬化した（ようみせた？）。

導水路トンネル計画には付随して起こる問題が少なくとも四点ある。

- 1) 水量は権島において 65%回復するとは言え、大井川源頭部流域から権島までの 11.4 キロの間は毎秒 2 トンが減水する。これによる魚類を中心とする水棲動植物への影響は評価していない。
- 2) 導水路トンネル上にある多くの沢の水枯れと水生生物の絶滅危機が懸念される。JR 東海は、モニタリング調査結果を示して影響は小さいと評価するが、はたしてそうだろうか。
- 3) JR 東海は、「環境影響評価書」で残土（掘削工事による発生土）総量を 360 万 m³と見積もったが、導水路トンネル等の新設等により（2 に述べる別の計画変更も含めて）、事後調査報告書では 370 万 m³に増加している。増加による環境影響評価は示していない。
- 4) 静岡市が行った調査（水資源関係）によれば、JR 東海の試算とは異なる減水量数値が公表された。断層幅の見積もりの違いの結果だと説明を受けたが、結局、掘ってみなければどれだけの漏水があるのか分からぬということである。

2 残土置場の変更と総量増加の問題

「環境影響評価書」では、静岡県に係る工事で出る残土量は 360 万 m³、置場は 7ヶ所となっていた。しかし、静岡県や静岡市の環境影響評価に関する専門家委員のあいだでは、残土置場のうち、標高 2000 メートル近くの斜面である扇沢については地滑り・崩落の危険性が極めて高い故にこれを回避すること、また燕沢についても川を挟んだ両側の崩落危険性があるため、「土石流が発生した場合、直線的な人工的通路を通

って一気に狭窄部に流入することにより、以前にも増して下流側への環境影響の拡大が懸念される」(静岡県知事意見) や「環境影響評価をやり直すべき」(静岡市長意見)との見解が共有されていた。

このような経緯があるなかで、JR 東海は二酸化炭素排出量削減等を主な理由として、扇沢置場を断念し、燕沢への集中を提案した。この変更について問題が少なくも四点ある。

- 1) 扇沢を含む 7ヶ所の置場計画を国土交通大臣は認可したが、その後 JR 東海がここを回避した理由は、回避の結果として①工事範囲の縮小、②工事範囲縮小により一部保護種の生育地の保全、③発生土運搬の高低差および運搬距離縮小により二酸化炭素排出量縮減が可能と述べるが、これは結果論である。そもそも扇沢が置場として適切でなかったのである。すなわち、不十分な環境影響評価をし、不適切な置場を評価書に載せた JR 東海のみならず、これを検証することなく認可した国土交通大臣の判断が誤りであった。
- 2) 360 万 m³の容量があると JR 東海が見積もる燕沢に大部分の残土を置き、ここを緑化して景観に配慮するとしても、樹木が現状に近い状態にまで生育するためには 50 年以上かかる。その間は、周りの景観に調和しない高さ 65 メートル、幅約 700 メートル、奥行約 300 メートルもの巨大な人工的堆積物が出現する。これは、景観破壊にほかならず、エコパーク認定更新に支障をきたす。
- 3) 燕沢置場は、大井川右岸の上千枚沢および下千枚沢、左岸の燕沢および車屋沢に囲まれた位置関係となっており、前三沢は現在進行形のガレ場である。特に上千枚沢上部は深層崩壊の恐れが高い場所であり、崩落による川のせき止めが残土を巻き込んで

土石流となって下流域を襲う危険性があることは、上記静岡県知事意見でも指摘されている。

- 4) 残土総量が、当初予測 360 万 m³から 10 万 m³増加することについては、減水対策としての導水路トンネル新設と扇沢向け土砂運搬工事用トンネルの変更による結果である。「評価書」にない新規計画に伴う増加について詳細な環境影響評価が本来は必要である。

第21回静岡地方自治研究集会

実行委員会ニュース

第3号

2017.10.25

発行責任者 静岡地方自治研究集会実行委員会

連絡先

静岡市駿河区稻川2-2-1

セキスイハイムBD7F

静岡自治労連内 静岡県地方自治研究所

TEL 054-282-4060

FAX 054-282-4057

憲法施行70年 真の地方自治・地域再生へ！ 延べ94人の参加で

第21回静岡地方自治研究集会開かれる！



10月21日（土）静岡市で第21回静岡地方自治研究集会が開かれ、午前中の全体会に80名、午後の分科会に70名が参加（延べ参加94名）しました。

主催者を代表して川瀬憲子実行委員長（自治研理事長）が挨拶、22日の総選挙投票日という条件のもとですが是非有意義な学習と交流をと訴えました。

挨拶のあと中山徹奈良女子大学教授が「日本型コンパクトシティ・地域の再編で暮らし・自治体はどう変わる？」と題して1時間半の記念講演を行いました。講演のあと質疑応答も20分程時間を取り意見交換がありました。

青池則男事務局長が基調報告！！

記念講演のあと続いて基調報告を行い、本集会の意義と目的、情勢の特徴を簡潔に述べ、さいごにこれからの自治研活動を共同の力で前進させることを呼びかけました。

午後は6つの分科会・講座で真剣に学び交流！！

午後は6つの分科会・講座が行われ、70人が参加、人数の少ない分科会もありましたが、いずれも有意義な学習・交流が行われました。



記念講演で中山徹氏が語った・・・

「開発官治体」 「歳出削減官治体」 って何のこと？

中山徹奈良女子大学教授は、講演の冒頭に日本の人口減少について、1900年に4400万人、2008年に1億2800万人、そして2110年に4300万人に、つまり100年後に、100年前の人口に戻ると語り、高齢化も現在27%であるが、ピーク時には41%となりその後も40%程度で推移することを明らかにしました。

その上で、政府が国土と地域を再編する目的を「この人口減少、少子高齢化の中で日本の大手企業が国際競争に勝ち残るために再編であり儲けを確保するためのものです」と指摘しました。

まさに国は人口減少を口実に、グローバル社会・新自由主義経済のもとにおける国土ビジョンを提示、首都圏に投資等を集中し、国際競争力を確保しようとするものです。

リニア新幹線によってスーパー・メガリージョンを形成し、東京、名古屋、大阪を5000万人の都市圏として一体化しようとするものであり、これをそのまま進めていけば人口はますます首都圏に一極集中し、地方はさらに危機に瀕することに。そこで国は大幅に人口が減少しても生き残れる方策を提唱する。いわゆるコンパクトシティ、連携中枢都市、定住自立圏、小さな拠点、地域運営組織など、いくつかのキー概念、新たな制度を提案しているのです。

こうしたメニューの中で自治体は、①開発型自治体、②歳出削減自治体のいずれかを選択することになるが、上手くいかないことは想像がつくとバッサリ。

今求められているのは、「市民共同自治体」で人口減少の一番基となっている格差解消や市民参加を探求していく必要があり、格差が地域経済低迷の最大の要因でありそのために自治体は可能な施策を展開すべきと。食料、再エネ、観光などで新たな雇用を生み出すことが必要、同時に東京一極集中と国際競争力は関係なく政策転換を図るべきと。そしてなにより「生活圏の整備と行政の地域化」が大事で、コミュニティ単位で市民組織と行政の共同をと締めくくりました。

午後は5つの分科会と1つの講座で交流！

午後からの分科会・講座は6つロッキーセンターと労政会館5階の部屋で行われました。

第1分科会の医療と介護は8名の参加で行われました。報告は、まず遠山氏が「どう変わった・どう変わる介護保険」、次に村山氏が「クイズで考える私たちの医療」、さいごに小高氏が「都道府県単位化で国保はどうなる・どうする？」と講義。その後自己紹介をしながら職場での活動や悩み、地域の活動、家族の介護など出し合い交流しました。参加者からは、「たくさんの資料を頂きとても分かり易かった」と好評でした。



第2分科会の「格差と貧困を考える」は12人が参加、県立大学の中澤秀一氏が「格差と貧困を考える～社会保障と賃金を組み合わせた社会へ～」と題して講演、「税や社会保障の単位について」をテーマに討論しました。全体としては個人単位の方が分かり易く、公平感があるとするが、無収入の人はどうするのかということが課題として残りました。この分科会への自治体職員の参加はありませんでした。



第3分科会の「商工経済・地域再生」には11名が参加、まず県経営支援課団体支援班班長の河内裕一氏が「静岡県中小企業・小規模企業振興条例の制定について」、つづいて菊池

島田市商工課長が島田市での振興条例制定に向けた動きについて、酒井氏が静岡県・静岡市



における公契約の実態及び条例制定に向けた問題提起があり、それを受けた質問・交流を行いました。「補助金等の広報は商工会議所とか市役所になるのか」「磐田市の実態調査では年間1000件と話があったが、市の職員がよるのか」などの質問や「小規模業者は消費税納税が負担になっている」「もっと現実的な施策を地域循環型の基本条例の制定が必要では」などの意見もありました。

第4分科会の「浜岡原発と避難計画」では14名が参加、京都自治体問題研究所事務局長の池田氏が「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方」や「原子力利用に関する基本的考え方」を明らかにしながら、原発災害時について考える場合に重要なことは、時間の流れに沿って考えると ①住民がより早く、遠くに、最少の被害で避難するためにいかに初動体制を確立するか ②住民がいかに放射能による被ばくを少なくし、より被害を少なくて避難するのか、だと語り、つづいて林氏が「すすむ原発再稼働」と題して報告し、交流を行いました。



第5分科会の「リニア新幹線」には16人参加しました。林弘文氏の「トンネルと岩石のハカイ」と芳賀直哉氏の「リニア問題—水問題の最新情報と残土置き場問題」の2つの報告を受け、「汚れた水の処理はどうするのか」「岐阜県ではウランがあると言われているが」「メガリージョン構想とリニア新幹線の関連を考えるために学生たちと現地を見る計画(11/10)を立てている」など活発な質問や意見が出されました。

自治体労働者のための自治研入門講座には9名が参加しました。講師は、元県職職員の照井健氏が行い島田市労連の戸塚実行委員の司会で進められました。

「地域の課題とは?」「課題の発見には組合員自らが調査に出向いていくことが必要」「どの地域でも公共交通機関の不足が深刻」「調査に出掛けることで職員の意識にも影響がある」などの意見交流がありました。戸塚氏弁。「外出して住民の意見を聞くことで職員の成長につながる」ということが分かった。市労連でも積極的に取り組む必要を感じた」と語りました。



日本型コンパクトシティ、地域の再編で暮らし、自治体はどうなるのか

奈良女子大学
中山 徹

I 政府が進める国土と地域の再編

(1) 人口減少と高齢化

人口予測

1900年:4400万人
2008年:1億2800万人
2110年:4300万人
100年後には100年前の人口に戻る
20世紀:人口増加率先進国1位
21世紀:人口減少率先進国1位

高齢化(高齢化率)

現在:27%→ピーク時:41%

その後も40%程度で推移

少子化(年少人口比率)

現在:12%→最低時:9%

21世紀:高齢化率先進国1位

21世紀:年少人口比率先進国最下位

(2) 国際化

- 人口増の最大はアジア
- 国際化も急速に進むアジア
- 20世紀とは比較にならないグローバル化の進展

表1-1 アジアの大都市(万人)		
都市	人口	都市圏人口(2014年)
1 カラチ	2,430(2016)	2,212
2 上海	2,415(2015)	2,341
3 北京	2,170(2015)	2,100
4 デリー	1,868(2016)	2,499
5 マニラ	1,652(2010)	2,412
6 東京	1,363(2016)	3,784
7 広州	1,308(2014)	2,063
8 ムンバイ	1,244(2011)	1,771
9 ソウル	1,000(2014)	2,348
10 ジャカルタ	998(2013)	3,053

5

(3) 政府が国土と地域を再編する目的

- ①国際競争の加速化
- ②人口減少、少子高齢化
→日本の大手企業が国際競争に勝ち残るために再編
- ③人口減少下で大手建設業、不動産業、鉄鋼業などを儲けを確保するため

6

(4)再編の内容

①国土と大都市圏の再編

- ・首都圏の国際競争力強化
規制緩和、インフラ整備
- ・スーパー・メガリージョンの形成
国全体で人口が減っても、首都圏の国際競争力を強化する
- ・人口減少下における大型建設投資の確保

7

②地方の再編

- ・人口減少の中で首都圏の一極集中を進める
→地方は崩壊に瀕する
- ・人口が大幅に減少しても生き残れるための再編

8

地方再編の内容

- ・コンパクト: 人口減少に対応してまちを縮小
立地適正化
- ・連携: 地域の連携で生き残る
連携中枢都市圏、定住自立圏

9

③農村、中山間地域の再編

- ・小さな拠点
- ・地域運営組織

10

④コミュニティの再編

- ・社会保障基礎構造改革
税収の減少、高齢化→公費負担の上昇
→介護、市民向け予算の仕組みを変える
- ＝社会保障基礎構造改革
- ・コミュニティの再編

11

コミュニティ再編の内容

- ①介護の受け皿づくり: 介護保険→地域の互助
地域包括ケアの核となるコミュニティ組織の再編
町内会→NPO、企業: まちづくり協議会
財政的自立(コミュニティビジネス)
- ②市民向け予算の見直し
公共施設の再編

12

(5)地方創生とは何か

- ・政府の意向に沿って自治体が再編を進める仕組み
- ・地方創生の大枠は政府が決定
- ・交付金の上乗せは政府が決定
- ・計画の進捗状況を自治体が検証

13

(6)連携中枢都市圏

- 市町村合併ではなく、市町村の枠組みを残しながら連携する。
- ・圏域全体の経済成長のけん引
 - ・高次の都市機能の集積・強化
 - ・圏域全体の生活関連機能サービスの向上

連携中枢都市の要件

- ・指定都市または中核市、
- ・夜間人口よりも昼間人口が多い、
- ・三大都市圏外(ただし一定の条件を満たせば三大都市圏内でも可)

該当する市は全国で61市

○具体的な都市(圏)は、末年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
なお、以前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする
※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
②裏夜間人口比率おおむね1以上
を満たす都市(●)を中心とする領域
⇒現時点で、全国で61都市圏が該当 ○は、三大都市圏



(7)公共施設等総合管理計画

- ①2013年6月:「日本再興戦略」
 ・社会资本に係わる規制緩和→成長産業に
 ・国際競争に勝つためのインフラ投資
 ・インフラ長寿命化
 →2013年11月「インフラ長寿命化基本計画」

- ②2014年4月「公共施設等総合管理計画指針」
 ・自治体の財政状況が悪化
 →既存公共施設の総量が維持できない
 ・人口が長期的に減少
 →公共施設に対する需要が変わる
 ・公共施設の見直し
 →耐震化、長寿命化+統合、廃止

公共施設の動向

- ①子どもに関する施設の統廃合
 - ・少子化の影響
 - ・保育所、幼稚園、学校、児童館etc
- ②文化施設等の民営化、指定管理者
 - ・図書館、公民館etc
- ③公共施設を巡る新たな動き
 - 地域の再編成を公共施設が先導

公共施設等総合管理計画のポイント

- ・基本方針を公共施設とインフラに分けて検討している自治体
 - 公共施設削減型自治体
- ・分けずに検討している自治体
 - 長寿命型自治体

削減型自治体の典型(さいたま市)

- ・ハコモノ三原則
 - 「新規整備は原則として行わない」
 - 「施設の更新は複合施設とする」
 - 「施設総量を縮減する」
- ・「インフラ三原則」
 - 「現状の投資額を維持する」
 - 「ライフサイクルコストを縮減する」
 - 「効率的に新たなニーズに対応する」

削減型自治体の根拠

- ・将来人口予測
 - 人口が減少→公共施設面積の削減
- ・財政予測
 - 維持管理・更新費が上昇→公共事業費は増やせない→更新費を削減(面積の削減)

II 自治体の状況

(1)自治体の典型例

①開発型自治体

人口減少で生じる問題を、大型開発で乗り切ろうとしている自治体、アベノミクスの下で急増。

②歳出削減型自治体

財政状況の悪化にともない歳出削減(アウトソーシング、職員削減)をだらだらと続いている自治体、将来展望はほとんどない。

(2)開発型自治体の行く末

	動機	内容	財源	
1990年代	都市間競争	都市再開発 空港	起債	
現在	自治体消滅	コンパクト インパウンド	市民向け予算の削減	

①1990年代と現在の共通点

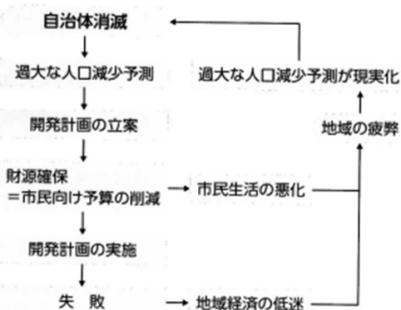
- ・地域の「諸問題」を大型開発で解決
- ②違い、財源と市民への影響
 - ・1990年代の財源:起債
起債→開発→失敗→財政悪化→市民向け予算の削減
 - ・現在:市民向け予算の削減
開発型自治体では市民向け予算の削減が不可避

開発型自治体の行く末

「自治体消滅論」→市民向け予算の削減
→大型開発→失敗→自治体消滅が現実化

人口が増えても減っても大型開発、成功するはずがない

維新政治は開発型自治体の典型



(3)歳出削減型自治体の行く末

- ・いつまで削減し続けるのか
- ・削減の悪循環
「歳出削減(人件費)→消費の縮小→地域経済の衰退→税収の減少→歳出削減」
- ・歳出削減型自治体には展望がない

(4)自治体変革の状況

- ①国政の動き
 - ジグザグはあるが、野党の共同
国会内でも一定の共同が進む
選挙区でも統一候補が実現
- ・今回の特徴
 - 野党共同が全国的に進む
(小選挙区)

②自治体の動き

- ・共同の候補者が擁立できているのは一部自治体
- ・地方政治を共同の知事、市町村長が担っているのはさらに一部
- ・全国的には共同による自治体変革の動きが作り出せていない

③1970年との違い

- ・自治体
革新統一の流れ、全国で半数以上の市民が革新自治体で暮らす
- ・国政
革新統一の流れが形成されず
- ・現在はその反対

III 市民共同自治体への展望

- ・地域課題が鮮明な自治体(沖縄、新潟、堺等)にとどまらず、全国的な政策の探求

- ①平和
- ②格差是正
新自由主義がもたらした様々な格差のは是正
→生活、経済、教育など諸問題の解決
- ③民主主義、市民参加

(1)自治体が重視すべき政策
格差是正

①地域経済

- ・格差の拡大(所得格差、地域格差)が地域経済低迷の最大の原因
- ・経済的格差: 不安定就労の拡大、実質賃金の低下、中小企業の利益率低迷
- ・自治体として可能な施策の展開

②地域格差(東京一極集中のは是正)

- 自治体の努力
第一次産業、再生可能エネルギー、観光、福祉などで雇用の拡大
- 政府への働きかけ
東京一極集中と国際競争力は関係ない
単なる大規模建設投資を維持するため



②社会保障の拡充

- ・市民の生活を支える基本
- ・将来の安定
 - 個人消費の拡大
- ・社会保障分野で安定した雇用の拡大
 - カジノで雇用の拡大を図るよりはるかに有効

③教育条件の整備

- ・貧困の連鎖を食い止める最善の方法
- ・教育条件の整備
 - 子どもの発達保障
 - 夢を持つことができる子ども
- ・学校外で格差の拡大

(2)自治体が重視すべき政策 生活圏の整備と行政の地域化

- ①行政施策が市民要求から乖離
 - 民間の方が市民要求に敏感
 - 民営化
- ・市民要求を反映する仕組みが不十分
 - 効率的な行政=市民要求を的確に反映する行政

②コミュニティの再編

- 行政責任の縮小、互助の担い手づくり
- ・市民の頑張りだけでは困難
 - 現状の地域包括ケアは実現困難
- ・コミュニティ組織の強化は重要
 - 防災、防犯、高齢化、少子化etc

③地域での生活条件が破壊

- ・公共施設が地域から消滅
- 悪循環「生活困難→大都市圏、都心部へ転居
 - 公共施設、民間サービスの低下→生活困難」

④生活圏の整備

生活圏(日常生活の範囲)

一般的には小学校区、1km²、1万人

生活圏内に日常生活を支える公共的施設とサービスが整備＝暮らし続けられる地域

公共的施設とサービス：日常的な医療、高齢者福祉、障害者福祉、社会教育、小学校、保育所、幼稚園etc

⑤行政の地域化

・コミュニティ(生活圏)に対応する行政組織の確立(地域自治区の活用)

・コミュニティの単位：小学校区

・現在：2万852小学校

・市町村職員：124万人、一般行政職：68万人

→小学校区単位の事務所に5人配置すると

$5 \times 2\text{万} = 10\text{万人}$ 、一般行政職の15%

コミュニティ単位で市民組織と行政の共同

- ・日常的な医療、高齢者福祉、障害者福祉
- ・子育て支援
- ・社会教育、イベント
- ・防犯、防災
- ・まちづくり

⑥コミュニティ組織の民主的運営

・コミュニティは自治の基礎単位

・組織の民主的運営

⑦地域における対立点

- ・公共施設の統廃合、大規模化
- ・行政の民営化
- ・互助による支え合い
-
- ・公共的施設と公共的サービスの整備
- ・行政の地域化
- ・行政と市民の共同

編集後記

地方自治研究所として一番大きな取り組みとなる10月の自治研集会が終わり正直安堵しているところですが、目玉であり大変好評だった中山徹奈良女子大学教授の記念講演を自分の不注意で録音出来ず今回の所報でもPP資料の紹介で済ますことをまずもってお詫び致します。ただあの記念講演は、やはり直接参加し会場を圧倒した熱氣ある講演にふれてさらに自分のものとすることが出来るものでした。充分それをお伝えできず申し訳ありません。実行委員会ニュースとPP資料で少しでも汲み取って頂きたいと思います。

それ以外の3つの論文は、いずれも今市町で課題になっているもので実践的にも貴重なものです。特に、御殿場の高木市議の「総合戦略における『ひと』と『しごと』のながれ」と静岡市の望月市議の「清水LNG火力発電所問題について」は、前号の「河津町の複合施設問題」での町民のいわゆる「市民運動」のあり方を問う論文とともに、貴重な問題提起として私自身も大いに学ばせてもらいました。議会との関わりでも大変な時に寄せて頂き心から感謝しております。又「総合戦略におけるひと・しごと・まちづくり」はどこのまちでも直面しているもので、大いに紙面上で交流・論争すべきものではないでしょうか?

地方自治研究所の会員・非会員問わずそのことをこの場をかりてお願いするものです。

(T・S)